

新明保育園 重要事項説明書

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人新明福祉会
事業者の所在地	熊本県菊池市旭志新明 2555-2
事業者の連絡先	0968-37-3126
代表者氏名	理事長 榊 青子

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	新明保育園							
所在地	熊本県菊池市旭志新明 2555-2							
連絡先	電話番号 0968-37-3126							
	F A X 番号 0968-37-3868							
施設長氏名	園長 榊 青子							
認可年月日	1979(昭和 54)年 3 月 14 日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	4人	31人		35名			70人
事業の目的	保育を必要とする乳幼児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とする。							
運営方針	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)その他関係法令を遵守して運営するものとする。							

(3) 施設の概要

敷地	3431.76 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
	園舎 1 棟 床面積	827.82 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	床面積	備考
0～1 歳児保育室	119.10 m ²	(乳児コーナー16.92 m ²)
2 歳児保育室	62.56 m ²	
3 歳児保育室	42.35 m ²	
4 歳児保育室	42.84 m ²	
5 歳児保育室	112.00 m ²	
調理室	31.54 m ²	
医務コーナー	4.66 m ²	

(5) 職員体制 (令和6年9月1日 現在)

	常勤	非常勤	資格	備考
施設長	1名			
保育従事者	11名	5名	保育士 16名 幼稚園教諭免許 13名 社会福祉士 2名	併設放課後児童クラブ と兼務2名(非常勤)
保育補助員		3名	准看護師 1名	併設放課後児童クラブ と兼務1名(非常勤)
調理員	1名	2名	栄養士 1名 調理師 1名 補助 1名	併設放課後児童クラブ と兼務1名(非常勤)

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	7時00分から19時00分まで ①保育標準時間認定に係る保育時間(最大11時間) 月～土 7時00分から18時00分まで ②保育短時間認定に係る保育時間(最大8時間) 月～土 8時30分から16時30分まで
うち延長保育時間	上記①対象児 月～金 18時00分から19時00分まで

	<p>上記②対象児</p> <p>月～金 7時00分から8時30分まで</p> <p>16時30分から18時00分まで</p>
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始(12月29日から1月3日まで)

(7) 保育料等

保育料	<p>認定区分や保護者の所得に応じて保育料が決まります。</p> <p>支給認定証を受けた市区町村に対し、市区町村が定める保育料をお支払いいただきます。</p> <p>*2号認定(保育区分)の保育料は無料です(2号認定の無償化は3歳児クラス以上(3歳で迎える4月1日の年度から)です)</p>
延長保育料	<p>上記とは別に料金が発生します。延長保育に関しては、園に直接支払い下さい。。詳しくは当園へお尋ね下さい。</p>
実費負担	<p>保育の提供に要する実費に係る利用者負担金があります。</p> <p>例)ノリ・ハサミ・マーカー・体操服(上・下)等</p>
給食費	<p>4,800円/月 2号認定(3歳で迎える4月1日の年度から)給食費が発生します。ただし、免除される場合がありますので、詳しくは各市区町村へお問い合わせください。</p>

(8) 保育計画(保育目標)

組・グループ	保 育 計 画
0歳児	<p>運動機能の発達や腕、手先を意図的に動かせる様になる事で探索活動が活発になる。一人ひとりに応じた丁寧な対応の中で個々の生活リズムを整え基本的な生活習慣を養う。</p>
1歳児	<p>友達に関心を持ち、一緒にいる事を楽しみながら、全身を動かしたり、色々な事に関心を持って自ら探索・チャレンジする。</p>
2歳児	<p>友達という事を喜び、人と関わりを深めながら、意欲と自信を持って自分の出来る事を増やし、のびのびと過ごす</p>
3歳児	<p>基本的な運動機能が伸び、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立する。様々なものを見たり、触れたりし、興味関心を持って関わろうとする。遊びを通して人の関わりを楽しむ。</p>

4 歳児	全身のバランスをとる能力が発達し、身体の動きが巧みになる。 健康で安全な生活に必要な生活習慣を身に着け自分から行動する。
5 歳児	基本的な生活習慣が身に付き、運動機能は益々伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間と共に活発に遊ぶ。異なる考えを認めていったり、社会生活に必要な基本的な地力を身につけていく。目標への挑戦、満足感、達成感を味わう。
その他 (年間行事等)	(4 月) 入園・進級のつどい 保護者総会・クラス懇談会 (5 月) お泊り保育 個人面談 (10 月) 運動会 引き渡し訓練 秋祭り 地域の神社へ参拝 (11 月) 七五三参拝 (12 月) 生活発表の日 しめ縄作り もちつき 門松作り 御鏡飾り (1 月) 新春の集い 新春もちつき大会 年長親子陶芸 (2 月) 舞踊発表会 (3 月) 卒園式 クラス懇談会 菊池神社参拝 新役員会 (その他)保育参観・オープン保育デー

(9) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う決定による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠席する場合又は登園が遅れる場合 当日午前9時00分までに連絡をお願いします。 *お迎えが遅れる場合も分かり次第連絡をお願いします。 ・ 給食提供時間 12時30分までの提供となり、それ以降は提供できません ・ 毎朝の体調確認等 登園前に必ず体温や健康状態等の確認をお願いします。 登園時に視診表に記入して頂きます。 ・ 感染症について

	<p>感染症対策ガイドライン通りの対応となります。</p> <p>詳細は入園のしおりにてご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投薬について <p>保護者からの与薬をお願いしておりますが、保護者が与薬できない場合、保護者と園側の話し合いの上、職員が与薬します。「おくすり依頼票」に必要事項を記載し薬と一緒に手渡し下さい。薬は医師が処方したものに限りです。</p>
--	--

(10) 嘱託医

嘱託医(内科)	病院名：宮本内科クリニック	
	所在地：〒861-1331 熊本県菊池市隈府 277-2	電話番号：0968-25-2047
嘱託医(歯科)	病院名：中村歯科医院	
	所在地：〒869-1204 熊本県菊池市旭志小原 305-3	電話番号：0968-37-2300

(11) 緊急時における対応方法

<p>(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を入れさせて顶きます。緊急連絡先は、必ず連絡がとれる連絡先を記入下さい。</p> <p>(2) 容体の変化の中で、緊急を要する場合は、救急車を要請し、同時に緊急連絡先に連絡を入れさせて顶きます。</p> <p>(3) 緊急時に保護者と連絡がとれない場合は、園児の身体の安全を最優先し対応を行います。</p>
--

【管轄する消防署】

管轄消防署名：菊池広域連合北消防署		
所在地：〒861-1331 熊本県菊池市赤星 2080	電話番号：0968-25-3053	

【管轄する警察署】

管轄警察署名：菊池警察署		
所在地：〒861-1331 熊本県菊池市隈府 790	電話番号：0968-24-0110	

(14) 非常災害対策

消防計画作成(変更) 届出書	菊池広域連合消防本部 平成 25 年 11 月 18 日届出 防火管理者 氏名：榎 青子
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月 1 回)を実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・非常ベル・屋内消火栓
避難場所	菊池市立旭志小学校体育館
緊急時の連絡手段	電話や配信アプリやホームページでの情報提供等

(15) 相談・要望・苦情窓口

(1) 新明保育園 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名：前田 澄代	電話番号：0968-37-3126
相談・苦情解決責任者	氏名：榎 青子	電話番号：0968-37-3126
第三者委員	氏名：森 満子	電話番号：玄関に掲示
	氏名：坂田 毅弘	電話番号：玄関に掲示
受付方法	面接・文面・電話等	

(2) 市の相談・苦情窓口

担当課名	菊池市役所子育て支援課	
所在地：〒861-1331 熊本県菊池市隈府 888	電話番号：0968-25-7214	

(16) 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 園児の人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止研修の実施など必要な措置を講じます。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待の早期発見に努め、虐待や不適切な養育が疑われる場合は速やかに関係機関に通告します。(通告義務があります。)

(17) 賠償責任保険の加入状況

「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入

施設	対人：1 名 2 億円/1 事故 10 億円	生産物	対人：1 名 2 億円/1 事故 10 億円 (保険期間中 10 億円)
	対物：1 事故 200 万円		対物：1 事故保険期間中 200 万円